

本庄市移住プロモーション冊子制作業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、本庄市が発注する本庄市移住プロモーション冊子制作業務委託（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、公募型プロポーザル方式の実施にあたり必要となる事項を定めるものとする。

なお、この要項において公募型プロポーザルとは、本業務の概要や参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についてのアイデアや地域特性の伝え方をはじめ、デザインや取組体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方（以下「受注候補者」という。）を決定する方式をいう。

2 業務の概要

（1）業務の名称

本庄市移住プロモーション冊子制作業務委託

（2）業務の目的

以下の①から④を目的として、本業務を実施する。

①本市が持つ立地条件や生活利便性の紹介

東京から80キロメートル圏内という立地条件や、JR高崎線本庄駅、JR八高線児玉駅、上越新幹線本庄早稻田駅、関越自動車道本庄児玉IC等の充実した交通インフラをはじめ、水と緑、そして肥沃な農地と市街地が近接する住環境など、本市ならではの利便性や快適性を効果的に発信する。

②ブランドメッセージの周知と本市の魅力発信

令和6年度に「本庄市」というブランドへの思いや将来のビジョンを端的に表現するために策定した、本庄市ブランドメッセージ「どこにでも行けるけど、ここにいたい。本庄」及びロゴマーク（以下「ブランドメッセージ等」という。）をコンセプトとし、市内外に広く周知し、認知させるとともに、地域に根差した歴史や文化、豊かな自然や景観、地元ならではの産品や名物、そして地域を象徴する観光スポットや史跡など、地域資源を幅広く取り上げ、市全体の魅力を多角的かつ効果的に発信する。

③移住定住促進

市街地と豊かな自然が共有する「地方都市特有のゆとりある暮らし」を提案するとともに、テレワークなどの多様化する就労形態に対応できる環境や大都市部への新幹線

通勤が可能な立地条件等を活かし、移住を検討する人々のニーズに沿う情報を発信する。あわせて「住みたい・住み続けたい・関わりたい」と思う人を増やすことで、本市の移住・定住及び関係人口の拡大を図る。

④ライフスタイルの提案

本市の特色として、市域は大きく本庄駅周辺・本庄早稲田駅周辺・児玉駅周辺・児玉里山の4つのエリアがあり、それぞれに異なる魅力や暮らし方がある。地域の特色に加え、そこに暮らし関わる人々の姿や暮らしの楽しみ方を紹介することで、多様なライフスタイルを提案し、自分に合った暮らしを選択できる地域としての本市の魅力を発信する。

(3) 業務の内容

- ・ターゲット層のセグメント分析業務
- ・移住ニーズ等を的確に把握するための本市に関するマーケティング分析業務
- ・本庄市移住プロモーション冊子制作業務

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 提案上限額

提案上限額は、3,450,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

なお、提案見積額は、この上限額を超えてはならないものとする。

(7) 対象業務の全体スケジュール

本庄市移住プロモーション冊子制作業務委託業務仕様書において定める。

3 プロポーザル方式の種別及び理由

(1) 種別

公募型プロポーザル

(2) 理由

本業務は、本市の魅力や強みを効果的にPRすることで、移住・定住の促進や関係人口の創出に寄与する冊子を制作するものである。

これらの業務は、事業者毎にターゲットに対する訴求方法、冊子の企画・編集や情報発信に関するノウハウ、デザイン手法が異なることから、事業者からの業務実施提案を受け、その内容について費用対効果を総合的な見地で検討することが重要となる。事業者には業務手法の専門的知見のほか、本市のエリア毎の地域特性の魅力が伝わる事業実現能力が必要とされるため、プロポーザル方式を採用し、受注者を決定することが望ましい。このためプロポーザル方式を採用するものとし、その種別（指名型又は公募型）については、

本庄市入札参加資格者名簿登載者に限らず、効果的な PR や多様な企画・デザインのノウハウを有する提案者を広く募る観点から、本庄市プロポーザル方式実施要領第 2 条第 2 号「公募型」を採用する。

4 提案書特定（受注候補者決定）までの事務手順

（１）選定委員会の設置

受注候補者の決定にあたっては、本庄市移住プロモーション冊子制作業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は審査のための評価基準を定め、企画提案書、本業務に対する提案者の意欲や理解力等をより把握するためのプレゼンテーション等を行った上で、提案内容を点数化して順位が最上位の者を本業務の受注候補者とし、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

なお、選定委員会の事務局は企画財政部広報課に置く。

（２）選定スケジュール

「本庄市移住プロモーション冊子制作業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」において定める。

（３）手続き開始の公告

本業務の公募型プロポーザル参加事業者の募集にあたっては、募集要項に定める。その他必要と認める事項を公告するものとする。

また、当該公告は本庄市ホームページ及び本庄市企画財政部広報課（本庄市庁舎 3 階）での閲覧によるものとする。

5 公募における応募条件等

公募における応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準は募集要項において定める。

6 提案書を特定するための評価基準

別紙のとおり定める。

7 提案の公開・非公開

提出書等の提出書類は、本庄市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）の規定による請求に基づき、同条例第 7 条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

8 提案書作成要領

提案内容、提案書の書式、提出方法、提出部数、提出期限、記入上の注意、提案依頼に

についての質疑応答等についての詳細は、募集要項において定める。

9 提案に係る費用負担

参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は、提案者の負担とする。

10 募集要項

選定委員会は、次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

項 目		主 な 内 容
1	業務の概要	名称、内容、履行期間
2	見積限度額	委託料の提案における見積限度額
3	実施形式	公募型プロポーザルである旨
4	参加資格要件	本プロポーザルへ参加するための資格要件
5	失格基準	失格基準
6	参加申込み	申込方法、参加資格の審査、参加の辞退
7	質問書の受付及び回答	質問の提出方法、受付期間及び回答の取り扱い
8	企画提案書	提出方法、提出書類
9	選定委員会、評価基準	選定委員会、評価基準及び審査の流れ
10	留意事項	提出書類等の取り扱い、提出に係る費用負担など
11	スケジュール	全体スケジュール
12	担当部署	担当部署の情報
13	様式	本プロポーザル手続に使用する様式

11 契約手続

受注候補者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）による。

12 その他

この要項に定めるほか、本件プロポーザルに関して必要な事項がある場合には、選定委員会において定めるものとする。